

第七十二回 参議院内閣委員会 會議録第四号

昭和四十九年二月十九日(火曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動

二月十六日
辞任 補欠選任
今 春聰君
田中 茂穂君

二月十八日
辞任 補欠選任
岩間 正男君

出席者は左のとおり。
委員長 寺本 広作君
理事 岩間 道行君
岡本 悟君
山崎 昇君

委員 楠 正俊君
長屋 茂君
星野 重次君
上田 哲君
鈴木 力君
戸叶 武君
村田 秀三君

國務大臣 厚生 大臣 齋藤 邦吉君
國務大臣 小坂 徳三郎君
政府委員 内閣総理大臣官 升本 達夫君
厚生大臣官房長 會根 田郁夫君
厚生大臣官房審 三浦 英夫君

厚生大臣官房審 福田 勉君
厚生省環境衛生 局長 石丸 隆治君
厚生省医務局長 滝沢 正君
常任委員会専門 員 相原 桂次君

説明員 大蔵省主計局主 計官 梅澤 節男君

本日の會議に付した案件
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調 査
(昭和四十九年度總理府本府予算に関する件)
○厚生省設置法の一部を改正する法律案(第七十 一回国会内閣提出 衆議院送付)(継続案件)

○委員長(寺本広作君) ただいまから内閣委員会 を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十六日、柴立芳文君、古賀雷四郎君が委員 を辞任され、その補欠として今春聰君、田中茂穂 君が、また、昨十八日、星野力君が委員を辞任さ れ、その補欠として岩間正男君がそれぞれ選任さ れました。

○委員長(寺本広作君) 国家行政組織及び国家公 務員制度等に関する調査を議題といたします。
昭和四十九年度總理府本府予算について、総務 長官から説明を聴取いたします。小坂總理府総務 長官。
○國務大臣(小坂徳三郎君) 昭和四十九年度總理 府本府の歳出予算要求額について、その概要を御 説明いたします。

昭和四十九年度總理府本府の歳出予算要求額 は五千五百三十一億四千四百二十五万一千円であ りまして、これを前年度歳出予算額四千四百七十 二億七千三百八十七万九千九百九十九円に比較いたし ますと一千五百八十八億七千三百七十七万二千円の増額となっ ております。
以下、そのおもなるものについて、予定経費要 求書の順に従って申し上げます。

広報及び世論調査に必要な経費五十九億九千八 百七十七万円、褒賞品製造に必要な経費四億七千八 百五十三万六千円、恩給の支給に必要な経費五千 三百三十億九千五百三十四万七千円、統計調査に 必要な経費二十五億九千九百八十九万四千円、青 少年対策本部に必要な経費十四億四千九百九十一 千円、北方対策本部に必要な経費二億五千三百四十 万一千円、日本学術会議に必要な経費四億五千九百 二万八千円等であります。

次に、その概要を御説明いたします。
広報及び世論調査に必要な経費は、広報媒体の 拡充強化及び世論調査の実施等に必要経費であ りまして、前年度に比較して二十五億三千二百二 十万四千円の増額となっております。
褒賞品製造に必要な経費は、叙勲及び褒章の授 与に必要な経費でありまして、前年度に比較して 一億七千二百七十八万四千円の減額となっており ます。

恩給の支給に必要な経費は、恩給法等に基づい て、文官、旧軍人及びその遺族等に対して恩給を 支給し、また、国会議員互助年金法に基づいて、 退職した国会議員及びその遺族に対して互助年金 等を支給するための経費でありまして、昭和四十 九年度においては、昭和四十八年度に実施した恩 給金額の平年度化及び恩給金額の改定等昭和四十 九年度恩給改善措置に要する経費等でありまし て、前年度に比較して一千二百三十三億六千九百六十

万五千円の増額となっております。
統計調査に必要な経費は、昭和四十九年度就業 構造基本調査、全国物価統計調査、全国消費実態 調査、昭和五十年国勢調査及び事業所統計調査の 準備並びに各種経常統計調査等に必要経費であ りまして、前年度に比較して一億六千九百九十二万二 千円の増額となっております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年問題の 研究調査、少年補導のためのセンター運営費補 助、青少年健全育成推進事業、青年の国際交流、 青少年指導者の養成確保及び国民健康体力増強等 のための経費でありまして、前年度に比較して二 億七千五百七十一万一千円の増額となっております。
北方対策本部に必要な経費は、同本部の一般事 務処理費及び北方領土問題対策協会に対する補助 に必要な経費でありまして、前年度に比較して五 千四百四十万七千七百円の増額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重 要事項の審議、内外の研究についての連絡調査及 び国際共同事業の協力に関する業務の推進等のた めの経費でありまして、前年度に比較して七千百 三十七万八千円の増額となっております。
以上をもちまして昭和四十九年度總理府本府の 歳出予算要求額の説明を終わります。
○委員長(寺本広作君) 本件に関する本日の調査 はこの程度といたします。

○委員長(寺本広作君) 次に、厚生省設置法の一 部を改正する法律案を議題といたします。
本案は、前国会において趣旨説明を聴取し、継 続審査となっておりますので、これより直ちに質 疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○上田哲君 厚生大臣に小児医療センター構想の 具体化について御質問をしたいと思ひます。

齋藤大臣とは断片的にこうした問題は常々質疑をさしていただいておりますけれども、總括的にこの問題にしばって深く御議論をいただきたいことがないわけでありまして、たまたま予算措置の具体化というたてまえからすると、今時点はきわめて重要な正念場にもなっております。そういう立場でひとつ掘り下げて、大臣の勇断を問いつつ、御見解を承りたいというのが趣旨であります。

そこで、この問題につきましては、私ももう数年にわたつて厚生省側と議論を続けております。特に塩見厚生大臣の時代に、四十八年度予算に向かつての議論の中で、かなり緊急、かつ多極的な現状としての小児病院問題を取り上げられ、その上で当面その窮状の救済、また当然なものとしてそれだけにとどまらない大きく小児医療センター構想の具現化ということについて、非常に前向きなお考えを伺うことができました。また塩見大臣は、当時さつそく、これは就任早々でありましたけれども、小児病院にも出向かれてこの具体的な内容は観察をされ、その上で、四十九年度予算にはこの国立小児病院の小児センター化について予算化に取り組むと、こういうことも明確に約束されたのが議事録にとどめられているところでもあります。私はこのことはたいへんけっこうなことだと思います。中でのように具現化するのということを伺いたいわけです。

私自身は、この問題を十數年來取り組んでゐる立場がありまして、「こどもの城」運動というふうになつてゐる運動の中で努力しております。これはまた、この前の斎藤厚生大臣も非常に賛同の意を表されておりました、そういう見解については厚生省側と私どもの間に意見の対立はないというふうな理解をしてゐるわけでありまして、あとはそれをどれだけ具現化するかということしかないのだからと思つております。それで、現齋藤厚生大臣は、この問題についてもたいへん前向きな意見をお持ちのように承つておりますが、特に昨年の十月の衆議院の委員会におきまして、他の委員の

質問に答える形で非常に前向きな構想を述べられてゐるように伺つております。惑星的に小児医療施設を配置するという表現が使われているようでありますが、はなはだこの意図の雄大、かつ緻密な配慮といましようか、このことがそのとおり実現されるならばけっこうだと思つてゐます。ひとつそういふおことばもあるわけでありまして、具体的にとどのような展望をお持ちであるのか、ということについて、まず大まかに承つておきたいと思ひます。

○国務大臣 齋藤邦吉君）小児医療センターをつくりたいということは私ども多年の願望でございます。すでに御承知のように、最近における医学、医療の進歩、母子保健、福祉行政というふうなことの進捗をはかつていかなければならぬことは当然でございますして、特に小児につきましては、最近非常なこの難治性の疾患というものが非常に世ににいわれるようになってまいりました。しかもまた考えてみますというと、小児科専門のお医者さんというものの数も非常に少ない、そういうふうなこともありまして、この日進月歩の医療技術の進歩に対応して、いまのような状態でいっておりますかということをお私どもは多年考えておつたわけでございます。

そこで、上田委員その他の方々の非常な強い御支援もいただきまして、今日までこれを何とかかか
大きなものに打ち立てていかなければならぬといひな
うことで考えておるわけでございますが、それに
はやはりこの臨床、研究、それからまた専門の職
員の養成、これはやっぱり絶対必要だと考えてお
ります。特に小児専門の病院ということになりま
すと、難治性の疾患というものを中心としなけ
りやならぬ。これはもう当然のことでございます
て、その難治性の疾患を中心とした専門的な、ま
たしかも非常に高度な臨床、これはまあ一番大事
な問題であります。その臨床と同時に、どう
してこういう病気が発生するであらうか、さらに
またその治療方法の開発されてないものもたくさ
んあるわけでございますので、臨床とあわせて研

究と、さらにまた先ほどもちよつと申し上げましたが、全国に小児科のお医者さんというのはたった三千人きりいないと、そういういわれておるような状況でもございますので、こういう小児医療に専門に従事する方々の養成訓練、こういうふうな三つの問題。臨牀さらに研究、養成、この三つを包括的に管理するようなものでなければならぬのではないだろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。

私どもがこういうふうな考え方を持ったのは、私が申し上げるまでもなく、すでに御承知のように戦後日本は結核病という国民病を撲滅することに成功し、さらにまた乳児の死亡率というものを低下させることも成功いたしました。しかしながら、ここに非常に大きな問題として出てきましたのはガン（がん）の問題、循環器の問題、あるいはまた小児の難治性疾患、これはやっぱり四つ大きな部門だと思ふのです。で、ガンなどにつきましてもこういうふうな構想で進み、さらにまた循環器疾患につきましても、御承知のような大阪にそういうようなセンターをつくらうではないかというふうなことも計画的にいま進められておりますので、私どもとしては、そういうものと相並んで小児医療センターについて総合的な国立のものを一日も早くつくらなければならぬと、こういう考え方です。進めておるわけでございます。ただ、まあさういふふうな経済の状況でございますので、多少テンポが、私は率直に申しますとテンポは多少少おくれとおるということ、私は率直にまああらじめ申し上げておきたいと思ひます。しかしながら、四十八年度において、いろんな病棟の整備とかさういったものには相当な金をつぎ込み、四十九年度におきましても債務負担行為において相当な金をつぎ込んでおりますので、テンポは多少少おくれおると思ひますけれども、まあできるだけ早く完成させたい、こういう構想で努力しておることだけはどうか御認識をいただきたいと思いますし、また今後とも国会の皆さん方の御支援もい

たがきながら 一日も早くこの小児医療センターというものを専門的な高度のものとして完成させたい。こういう熱望に燃えておるような次第でございます。

○上田哲君　心がまえのところはわかりました。それはこれまでの各大臣、厚生大臣とあるいは厚生省当局と私は議論してきたことと同じ軌跡の上に乗っておりまして、その方向で御努力いただくということについては私はけっこうだと思ひます。

で、問題の一つは、もうすでに初めから予防線を張られたわけですけれども、テンボがおくれておるといふことでありまして、このこともひとつ後ほどじっくり伺いたいわけでありますが、そういうことを進めていくことの前に、いま概略においてはその中でけつこうなんでしょうけれども、まあそこでは簡単に言われたことです。ことばじりの問題はありますけれども、臨床、予防、養成という三つの側面というだけではこれは足りないというわけでありますから、もう少し縦割りでない横割りをしたいまいしょうか、まあどっちでもいいですけれども、その言い方は。つまり、単に難治な疾患に対しての治療体制をどうすると、あるいはリハビリテーションをどうするという、その療養並びにリハビリテーションという側面でなく、予防の面をどのように考えるか。治療とそれからリハビリをどのようにかけるか。治療とそれからリハビリをそれぞれも、ここの面と一緒にするような施設。それは病院でもあり、それから研究施設でもあり、養成施設にもなるということに――養成といふことはこれはリハビリテーションも入るわけでしょうけれども、そういう三位一体論というものにならなければならぬということだ。これは御見解がずれているとは思っておりませんから、ふえんしたただけのことではありませんけれども。

問題は、そういうことの上に、日本の医療制度と言つてしまつてはことが正確にならないけれども、制度はどういうふうになっているかといふ

と、これが一元的に、一義的に、一般的な国立病院の中に実は閉じ込められているという問題が行政上の問題だということになるはずであります。われわれが従来指摘してまいりましたのは、九十五も国立病院がある、九十五の国立病院のうち、この二つを除いてはみんな昔の軍病院のまあ引き継ぎ施設であって、今日はその昔の軍病院そのもののなごりをとどめるといふこともないほど拡充強化されていることは間違いないと申し上げてもかたがたであるところ、その他の伝統であるとかというところのなごりは十分にとどめている軍病院、海軍病院、陸軍病院の実態である。その国立病院の上には——そこまでに文句があるわけじゃありませんけれども、その国立病院というこれまでの軍病院の継続の上にたまたま小児病院が乗っけている。旧施設のそういう意味の活用というだけでは、これは前向きの小児医療センター化というだけでは一般会計の中のやりくりになつていくわけだし、そこをひとつ前向きにどのように取り組んでいくかというところに、基本的な構想と、それからその構想を追いかけたい、実現をしていく行政の仕事の分野があるわけです。そこがポイントになつていふと思うんですね。テンポがおくれているということがありますが、そこはちょっとはずついておきますけれども、どういふふうな構想を実現しようと考えておられたのかというところですね。私もそれはそれで、完全ながんセンターと並び称せられるようなシステムと内容を持つた全国統一センターとしての小児医療センターがつくられなければならない。少なくともがんセンターと同じレベルのものがつくられなければならない、簡単に言えば、こういうことを主張してきたわけですから、そのことを現実にお考えになつておられるか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 御質問の中にあります、まず最初の予防の問題ですが、これはもう当然私どもの研究部門の中で十分考えるというたてまえをとつておるわけでございます。そこで、このセンターはいま申し上げましたように予防、治療、それから治療方法の研究開発、養成、こういうふうな仕組みを一元的に総合的にやつて、こういうもののでございませう。したがって、この一元的、総合的にやつていくという考え方は、従来のような国立病院体系の中でのものを律しようという考えは全然ございせん。これはもう全然ありません。この構想というものはいま申し上げたように上がつておるわけですが、まあいづれに言つていいのかわかりませんが、がんセンターとして、がんセンター、一応これはがんセンターとしてできておるわけですから、このがんセンターのふりかへておるわけでは進めていきたい、こういうふうな構想を私どもは進めていきたい。したがって、がんセンターのほうは一応全国的にもそれぞれ専門の診療体系というものはでき上つてまいつておりますから、それに見合つて小児医療センターも全国的なそういう、まあ何と申しますか、診療上の体系的な運営ができる、その中の上に、頂点にすわらせる、こういう考え方でもございまして、従来のような国立病院体系の中でのものを運んでいくというふうな考えはございせん。私もこれはこういう考え方でも小児医療センターをつくり、さらにまた現在考えておる循環器医療センター、これもやはりそういう構想に基づいておるわけでございまして、独立のりっぱな小児医療についての総合的な治療であり、予防であり、研究であり、養成訓練である、こういうふうな仕組みに築き上げていきたい、これが私の構想でございませう。

○上田哲君 じゃ、ちょっと整理しておきます。つまり、考え方としては、子供の病気の専門的な治療施設、それから患者のリハビリテーション施設、それから予防を中心とした研究施設——まあ予防中心だけではありませうけれども、この三つのシステムが総合的に構築されるような施設をつくる、これが一つ。それからそれを今日九十をこえる国立病院の一つとして考えるのではなくて、具体的に言うならば、がんセンターと並ぶレベルまで引き上げるようなことを処置していく、これが構想の基本であるというふうに考えていいわけですね。

○国務大臣(齋藤邦吉君) そのとおりでございまして、予防を含めての研究、それから治療、さらにリハビリ、さらに養成訓練、四つの使命を持つた総合的なものである。その位置づけはがんセンターと同じような位置づけにしていきたい、こういう考え方でもございませう。

○上田哲君 がんセンターと同じ位置づけというのは、財政的に全く格段の違いがあるわけですが、それからもう一つは、がんセンターの場合ですと、全国のカン治療機関、研究機関というもののメッカといふことが、中心の機能を果たしているというところがあるわけですね。小児センターというものは、そういう構想と同じレベルのものであるという上は、全く財政的にも機能的にもそういうことを目指しているんだということよろしいわけですね。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 財政的にも機能的にもそういう進めてまいりたい、こういう構想でございませう。

○上田哲君 そこまでは大臣、非常にけっこうですね。これはもう私がその話を承つていふと、ぞくぞくうれしくなつてきますよ。これはもう十年來叫んできたことが、行政の面からそれだけきつと言われるというところは、私はもう非常にけっこうなこと、ぜひひとつやつてもらいたいです。それができ上らないというところは、厚生大臣はぜひめもらいたくないというところですよ。ただ、これまで大臣も……(留任決議案だと呼ぶ者あり)そうそう、留任決議案、いつでも出した。(笑声)ところが、いままでの大臣で留任決議案を出さなかつたのは、みんなそうおっしゃるんだけれども、実際には実現をしない。実現をしないので、そのままになってしまったというところに問題があるわけなんです。これはまあ笑いごとにはなりませんが、ひとつ数少ない留任大臣の中で引き継ぎ留任をされているという立場からしても、ぜひこれを、いまおっしゃつたような夢——これはもう夢というにはあまりに現実性を帯び過ぎていて悲愴さがあるというふうなわけですね。けれども、これをぜひ実現をしてみたいと思つて、具体的に承るんですけれども、そうなりますと、その具体化のためにどれだけの予算が計上されるべきか。

まず、世田谷の小児病院を具体化するしかないのですから、その世田谷の小児病院の現状というのは、そんな前向きにりっぱな小児センターががんセンターと並べられるように拡充強化されていくなどというよりも、私は繰り返さなければならなかつたのは、たとえばベッドが四百ベッドあるのに八割方しか使えない、これは看護婦の定員が足りないから、そこまでは何とかなるとしても、かりに。そもそも滅菌装置ですね、手術のためにガーゼを滅菌しなければいけない。一つ五百万円で購入するやうな七年間使い切らなければならぬフル回転しているから、みんなだめになつてしまつて、たしか三つありましたが、滝沢さん、三つあつたやつが全部だめになつてしまつて、夏は手術ができぬ。あるいは、あそこは太子堂でありますから、世田谷区太子堂というのは光化学スモッグのメッカでありまして、壁一つ隣には太子堂中学があつて、ここは話題になつたためにエアコンディショニングがすぐでたけれども、病人の子供をかかえている小児病院は壁一つ隔てたところ、全然冷暖房がない。したがって血液検査は夏はできない。しようがないから何とかしようというので扇風機を入れたら、電源が吹っ飛んでしまつたというふうな事態が連続して起きているわけですね。あそこで懸命にがんばつていらっしゃる先生方は、ほかの大学へ行つたら当然教授になるような人ばかりだけれども、ひたすら小児センターの実現を目ざして今日まで歯を食いしばつておられた

のだが、いつまでたっても事態は逆を向くという
ような実態があつて、当時滝沢局長、行つてもらつ
て、私も一緒に医者さん方と病状を話し合つ
て、まあそこで蓄電室ができた、エアコンディ
ションもできましたが、やつと一年たちまし
て。まあこれはおくれればせなことは問題だと思
うのだけれども、とにかくよく光が少しは当
たっているのだが、現状はどうだといったら、あ
そこでも一日八百人の患者を――難病奇病ばかりで
すからね、鼻かぜは見えないことになっている。全
国の紹介状つきの子供の八百人がとても処理でき
ないという現状があるわけですから、いまの大臣
の構想は私は非常にけっこうだし、ぜひこれは
やつてもらいたいと思うのだけれども、現状はあ
まりにもそれと違うわけですよ、天国と地獄ぐら
い。地獄の様相があります、あそこには、そん
り実態がある以上は、きれいごとでは済みませ
んで、このことの上にそのセンターをつくらうと
いうのであれば、一体どれぐらいの予算が必要で
あるのかということ、私はもうどんなに少なく見
積もっても、当面ですよ、どんなに少なく見積
もっても三十億という試算が出ていると思ひの
ですが、どれぐらいの予算というものが必要なの
かということをお話をいただきたい。

○政府委員(滝沢正君) 先ほど大臣からお答えい
たしましたように、四十七年の八月、塩見大臣の
ときに上田哲委員からこの小児医療センターの実
態につきましていろいろ御質疑がございました。
われわれ四十八年度の予算編成にあたりまして約
四億三千万の予算を組みましたが、その後セン
ター構想を実現するためには年次の計画を立て
る必要がございます、四十八年度の四億三千万
を繰り越しまして、四十九年度契約ベースとして
五億の債務負担行為がつけられましたので、約九
億三千万で四十九年度に基本的な建物の着工に踏
み切りたいということでございます、先ほど来
大臣からお答えしておりますように、機能的にも
十分小児医療センターとしての機能を果たせるよ
うなものをつくりたいというふうに考えておりま
す。

うなものをつくりたいというふうに考えておりま
す。

○上田哲君 委員、私要求していいから、この
すけれども、間に合えば、だれでもいいのです
が、大蔵省のこの問題の担当官、間に合えば呼
んでいただきたい。よろしくお願いします。

金のことは厚生省が幾ら詰めていてもやはり総
合的にやらなければだめでしょから、そのこと
をひとつ向こう側にもぶつけるようにしますが、
二十八億と、この数字はもうお認めになったん
で、二十八億です。二十八億でも、とてもじゃな
いけれども、こんなに削つていいのか、たとえば十
一階の七階でしよ。建物の高さですよ、とてもこ
れはもうこんなにはやらぬでいいじゃないかとい
うことになると思ふんだが、最低見積もつて、いま
までいふん写真があらつたわけですから、いま
まあ三十億ということになる。私は三十億じゃ足
らないと思ひけれども、夢みたいなことを言つた
て現実は子供が毎日困りますからね。だから、と
にかく早くやつてもらわなきゃならない、子供の
ために。とりあえず物価変動前の、この激しいイン
フレ前の数値が三十億だと――二十八億ですけ
れども、まあ三十億ということで見えておきましょ
う。それだけとはかく厚生省、どんなことがあつ
てもやつてもらわなと子供が困つちゃうんだ、病
院がなくなつちゃう、倒れてしまふところ
はひとつ御認識いただいていると思ひますから、

大臣、一言だけ認識を言つてください。

○国務大臣(斎藤吉吉君) これは私は非常に力を
入れるといひます、熱心に考えなきゃならぬ問
題だと考えているんです、実は。日本の医療供給
体制の中で最初から盛んにたたき上げられてい
るように、ガンと循環器と小児医療と脳卒中、こ
の四つの疾病について思い切つた医療体制ができ
れば、確かに日本の保健衛生の状況というものは
すつかり変わってくるんじゃないか、こういう基
本的な認識の上に立つてこの問題を取り組みたい
と考えております。したがって、そのでき上がる
ときは私は大臣はやつておらぬでしよけれども、
もうりつぱな医療センターができるために、こ
う今後とも大臣である限り大いに努力したい、こ
ういふ決意を持つておるわけでございます。

○上田哲君 ガンと循環器と脳卒中と、これと並
べられるのは――そつちがどうでもいいというこ
とは全然ありませんけれども、これはちよつと違
うんですよ、大臣。これは小児医療とは意味が違
う。まあお年寄りでもありますが、そつちが気
になるでしよけれども、それも大いにやつてい
ただくとして、これはちよつと違つた次元だとい
う認識はよろしいですね。

○国務大臣(斎藤吉吉君) はい。

○上田哲君 その上で、むき出しでお気持ちをあ
らわそうとされたんだから、そこは私も前向きに
受け取るだけけれども、やっぱり最低限の予算措
置なわけですよ。ところが、去年つづけていた
いた予算が、いまおっしゃるやうに四億三千三百
万、これが繰り越したつちやいましてね。これ
は何で繰り越したつたんですか。

○政府委員(滝沢正君) たいへん率直に申し上げ
ますが、四十八年度の予算を編成する場合、施設か
らの御要望が、手術室が非常に手狭になつてお
る、そこで手術中材関係――中央材料室の関係を
外に別建てに建ててくれ、そのあたるところに研
究、検査などの充実をはかつてくれ、こういう案
が三月、四月のころ、四十七年の、六月予算編成
の素案ができるときに施設側の希望がそうなつて

おつた。それをもとにして四億三千万を編成の数字
に入れたわけですよ。まあその八月、上田委員、
塩見大臣との質疑応答がございました。われわれ
もかねがねこの医療センター構想というものは私
自身もぜひ実現したいという気持ちもございま
したので、この問題をたな上げにしまして、現在も
手術室その他の施設の点は暫時あししていただい
て、この予算と四十九年度の予算とを合わせて四
十九年度にセンター構想を打ち出して、そして五
億の債務負担行為と合わせて九億を四十九年度に
着工する、こういうことになりましたために、四
億三千万を四十九年度に繰り越して合せて契約
したわけでございます。

○上田哲君 まあ、それでいいんですよ。いいん
ですが、ほんとうは違うわけですよ。書類の上は
そうなんです。ところが実際には、これは四億
三千万では、そこでその規模のペースで作業が
まっちゃんうと、これはたいへんな、将来計画と
そが起る、そういうことですよ。

○政府委員(滝沢正君) 私の説明した考え方は全
くそうでございます、そのよう中途はんばな
ものを手をつけてしまふと、センター構想そのも
のに中断した形、将来遠くその実現が延びてしま
うということになりますので、ただいま御説明申
し上げたような処置にいたしましたわけございま
す。

○上田哲君 そうなんです。そこが問題なんです
ね。構想はいいんです。構想はいいんだけれ
ども、役所の段階に入ると、大蔵省が悪いんだろ
うと私は思ひけれども、しかし、とにかく話がす
うと狭まつて、三十億でも十分じゃないんだけ
れども、三十億ないことにはまるつきり次元の
違つたものができてしまふ。こういうものが、ま
あたとえよくないけれども、セントラルヒー
ティングとまきをたくのとは違ふんで、そつち
ことが、一定の保温ができなければまきでも買
ておいたら、それでも幾らかないよりはましだろ
うというふうな話になつていっては、それは次元

が違うわけで、これは例としてはよくないけれども、そういう形になってしまったための金でしかなかったのが四億三千万円だ。現場からも非常に反対があったはずですね。そういう経過はいいんだけれども、経過は別にしても、そういうびぼう策でもって問題の解決がえっておくれるというところは、私は政策的、行政的には反省すべきだと思うのです。これは大臣、やっぱりこの反省点はあると思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) やはりこういうふうな思い切った構想を実現するためには、継ぎはぎ継ぎはぎではもうできない、これはおっしゃるとおりだと思います。私もやはり過去のそういう予算のいろいろな組み方、こういう建物のつくり方についてのいろいろなやり方があるんでしよるが、それはやっぱり改めて、もう白紙でものを書くようなつもりで基本的な構想というものを實現するように努力していくべきだと、かように考えております。

○上田哲君 そうしますとね、じゃ、どこを基準にするかということが非常に問題になってきます。私は長い経過の議論があった末にただけれども、ここに厚生省がおつくりになった国立小児医療センター設置計画が、まあ案ですな、これは不十分ですよ。非常に不十分だけれども、ここに骨子はとにかく守ると。これは私のほうも長いことこの問題に執着してきた立場からいいますと、これじゃやっぱりびぼう策の範囲を出ていないという不満はたくさんあるのです。あければ切りがない。しかし、いまは総花的な厚生施策の中で、大臣の認識では、脳卒中やなんかと一緒に並んだというところは不満ではあるけれども、とにかく小児病院をどうしてもやらなきゃいかぬのだという決意が述べられたところをくみ取るなら、ようやくこういふものができた。この前に一ぱいあったのですよ、大臣。これは大筋なり何なり一ぱいあったのですけれども、ようやく厚生省が自分の名前を書いてこういふものを出したというの

は、私は評価したいと思う。したがって、この計画案は絶対にやるんだと、こういうことをしつかりひとつ基準としてきめていただくなら、これはもう百尺竿頭大きく一步を進めることになるということになるし、私もはそのことを政府全体といいますが、各省、財政当局にも大きく要求していくことができる正当性を持つんじゃないかというふうに思っています。ぜひともこれだけはやるんだと、この線をやるんだということを政策の基準線としてひとつ御確認をいただきたいと思う。

○国務大臣(齋藤邦吉君) いま上田委員のお述べになりましたような計画を貫くために努力をいたしたいと考えてます。

○上田哲君 けっこうです。きつとまたいろいろな要求が出てくると思いますけれども、とにかくここで厚生省側が引き取っておつくりになったことは私は画期的だと思う。この画期的なところをぜひひとつ、不十分であつてもこれが現実的な前進であるということで、びぼう策でない、すれすれであつてもやっていただきたいということを申し上げて――。そうしますと、さっきの四億円というのは全然だめだ。これは繰り延べ以外に道はなかった。あんなものでやり出した日には似ても似つかぬものができてしまう。絶対にやってはならぬことをやったというの、これは許せぬと私は思うのですよ。

そこで、終わったことはしかたがないから、繰り延べになつてはいるのだけれども、四十九年度はどうか。塩見厚生大臣の約束では、四十九年度には三十億は入るといふくらいにニュアンスで私は受けとめていたわけですね。それでちつとも早過ぎることはないわけですね。今日までの長い長い小児病院設立以来の経過からすれば、当然な行政の約束の一つだったはずですよ。ところが、まああととになつてきて、子供に力がないのですからおくれできたというところはありますのですけれども、今回の四十九年度は、さっきの御説明にもちうと出たけれども、五億ですね。この五億円というのはどこに財源があり、どういふふうな確定

の手続になり、そしてそれが四億三千万円と五億円と合わせると、どういふ形でどういふふうになつていくのか、そこをひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(滝沢正君) 先ほどちよつと触れましたように、五億は債務負担行為でございます。四十九年度四億三千万円と合わせました九億三千万の工事契約ができるわけでございます。五億は支払いはしては国の債務として五十年において払う。四億三千万はまあキャッシュで要するに執行できる、こういうことでございますが、工事的に執行できる、九億で契約ができるというところでございまして、全体の構想のうち、おそらく具体的に鉄骨の躯体が打たれていくというようになると、物価等の関係でどの程度の工事の進捗になりますか、その点のところは契約あるいは入札等の具体的な場面においてきめられると思います。われわれとしては、規模その他についてはできるだけ計画を維持するということではないかと思ひます。したがって、先ほどお答えしましたように、財政的な将来へのはね返りの金額については予測できません。したがって、目的を達成するような財政の御配慮をお願いしながらこのセンターを実現していきたい、こういうふうに考えております。

○上田哲君 ちょっと技術論的になりますけれども、この五億円というのはどこから出てきて、どういふ査定で、いつ実現するのかと、そのちよつと財政技術論的なところを御説明いただきたい。

○政府委員(滝沢正君) この問題は、まあ端的に申しますと、予算と同じなんです。ただ、ただキャッシュとしては契約はしてよろしい……。

○上田哲君 財投なわけですか。

○政府委員(滝沢正君) 財投でございます。したがって、実際はもう契約ができるという資金でございまして、ただ、それがキャッシュになるのは五十年の約束をさきに政府がしてあるという仕組みになつておるわけでございます。

○上田哲君 さっき大臣が言われた、テンポがお

くれていると言われましたね。そのテンポがおくれているという意味は、どういふ意味ですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) テンポがおくれていると申しますのは、できますことならば、四十九年度においても五億などという金は債務負担行為でなくて予算にはつきり組むというところのほうで私は適当だと思ひます。ところが、御承知のようにな経済状況でございまして、はたして五億で予定どおりうまくいくかというふうな問題もありましよう。それから全体計画として三十億と、二十八億ということですが、これが名目的にでき上る、その三十億構想というものがあつたとしても、去年の分とことしの分の債務負担行為、合わせて九億ということになれば、四十九年度九億。そうすると、五十年、五十一年度くらいまでかかるんじゃないかというふうなおそれがあるわけですね。それは来年度中に完成するかもしれない。するかもしれないが、いまのような経済状況のもとで順調にうまく進むだろうかという懸念があるために多少テンポがおくれるような感じがしている、こういうことを私申し上げておるわけでございます。

○上田哲君 テンポのおくれというのは、さういふことですね。これじゃだめなんです。去年繰り越したやつを合わせて四十九年度の計算をしたらこれは虫がよ過ぎるわけで、間違つていた金は使えないからということで繰り越したわけですから。五億円もやっぱりつきり予算に計上すべきものであつて、こういう形というのは苦肉の策ではありましようけれども、やっぱり大事な大政策の眼目であるという打ち出し方に比べたらいかにも扱いがこそくであるということ、私はやはり非常に不安を持つわけですね。

で、さっき御承知いたしまして、ぜひともこれを政策の基準線にするんだと、実現するんだと言われた内容は、全部あげたいへんですけれども、「専門かつ高度な臨床と、それに関連する臨床並びに基礎的研究を行なう」は、医師等関係係

うことが明快に出たということは——私が心配したのは、話のわかつている大臣が、すぐ設置法をやつてもらつて——五十一年度になつたらどういうことになるのか心配だということもあつたんだけれど、これははっきりいま明快に言われたので、非常にけっこうだと思ひます。設置法の改正を含めて、気持ちの上では五十一年度、政治的な判断として五十一年度、現在の基準としては五十二年までだけれども、そういう内容を実現をしていくということが確認されたということは非常に前進であるというふうに評価をいたします。念のためにもう一べん聞いておきます。それでよろしいですね。

○国務大臣(齋藤邦吉君) そのとおりでございますから、その節は何とぞ早く御審議をいただくようにいまからお願ひいたします。

○上田哲君 大臣がそこで惑星のということと言われましてだけれども、惑星的配置というのは、ちなみに何つておきたいのですけれども、どういふことでしようか。空の、宇宙の惑星でしよう。

○政府委員(滝沢正君) まあ、惑星的配置ということばを大臣も使つたかどうかわつとはつきり覚えていませんが、要するに、先ほど来御説明しましたように、わが国の医療制度の中でガンの対策が一つの中心になるものがあり、それから組織として、ブロックにまたさらにその中心がある、それから各県に施設を整備していく、こういうような考え方というものを小児医療の場合でもとつていきたいし、すでにそのような動きもあるし、われわれのほうでも都道府県に対する予算措置等もやつております。そういう意味で惑星という感じと申しますか、考え方というものは、ガンで始まりましてわが国の医療組織の中ではやはりかなり重要な問題であるというふうに考えております。

○上田哲君 ガンですか。

○政府委員(滝沢正君) ガンで最初始まつたという事です、そういう組織をつくる仕組みというもの。

○上田哲君 それは深くはいきません。惑星でも衛星でも遊星でもいいです。とにかく子供のためのそういう施設を——こんなにおくれていちゃ話にならないので、いまま年の議論が一点の曙光を見出したような感じが私はするのですがね。どうか、合せて二年分で九億ぐらいでもつておぼろげなまいたようなお立場にならずに、ぜひひとつ、これでは九牛の一毛であるという立場で御努力をいただきたい。

大蔵省 まだですか。——じゃ、いいです、またあとにしましょう。

あわせて何つておきますが、国立精神神経発達障害研究センター、すいぶん長い名前のセンターができたわけですから、この調査費として二百四十一万円が計上されているわけですから、これはどういふ中身、経緯でしようか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは御承知のように、筋ジストロ、そのほかの精神神経発達障害に悩んでおる子供が非常に多いわけでございます。そこで、これはやはり一つの独立した研究機関を国立につくる必要があるのではないかと。今日までいろいろ研究のための予算は出してありますが、総合的な研究機関をつくる必要があるのではないかと。これは非常に範囲の広いもののようにございいます。私は専門じゃございせんから。

そこで、ことしこういう研究所をつくるにはどういふ範囲のものを研究対象にした方がいいか、どういふ規模にした方がいいか、いろいろそういう問題を、設置の場所をどこにした方がいいかと、そういうものを十分調査いたしまして、五十年年度の予算において研究所設立のための予算を要求したい、こういう考え方でございます。ことしはそういう研究所設置のための調査費を計上いたした次第でございます。

○上田哲君 これは、筋ジストロフィーの親の会でですね、その親の会が田中総理に会つて陳情をした。それで総理がわかつたわかつたということで、こういうことになつたという経緯であります。私はこのことは、もう大いにわかつたわかつたでけっこう

だと思ひますし、親の会がこういう努力をされたことに對しても、全く窮状おぐべからずというところだつたことに深い共鳴の念を覚えるわけですから、だから、このことを悪いということも理由もなく申し上げるということはない。ただ問題が、そういうことでしか予算がつかないということでは困るというところが一つ残るわけですよ。筋ジストロフィーはこういうことになつて、十分ではありませんけれども、それはそれでいいのですけれども、いわゆる難病奇病、難治性疾患というものも幾つもあるわけですから、子供に限らず、やっぱりそういう立場で、こういう陳情がなくてもこういうことをどんどん進めていくというふうな前向きな施策というものはお考えでありますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは、私もはそういう陳情があつたからということではないのです。これは前々から実は厚生省も考えておつたわけでございます。筋ジストロにつきました、難病の指定をし、療養所のほうにそういう子供を収容するとか、医療費を更新するとか、いろいろの措置を講じておつたのです。そこで、一昨年から——やはりこの筋ジストロというのは治療法がないというのです、お医者さんに言わせま

す。これは非常に悲惨なんです。そこで、厚生省の児童家庭局のほうにおいても、何とかこれは研究をしようじゃないか、治療法がないのでは済まぬではないか、こういう話がありまして、研究所をつくらうではないかという計画はもともとあつたわけでございます。そうした中であつて、また昨年もう一回陳情もあつたということだけ

でございます。私も、私も国民が困つていふことにつきましまして、陳情があつたがなかつたが、医学的な立場においてわかることについては全力を尽くして救済をしていく、治療法の開発に努力を

していく、これは私は当然のつとめだと、かように考えておる次第でございます。

○上田哲君 精神論はそれでいいのです。精神論はそれでいいのです。私はこの筋ジストロ

フィーへのできるだけ光を当てるといふことには全く大賛成で、ぜひもっとやつてもらいたい。足りないと思ふのです。ただ、比較考量をするわけではないけれども、こういうところによつて金が出て、それでも基本的なところへ——基本的なところというのは、たとえばこの小児センターをつくるための予算が十分にいかないと、これが二つプラスマイナスの関係にあつたと言ひま

せんけれども、何か押したところが出てくると、言われて出たんじゃなくて前々から考えていたんだというのをお経としてはいいですよ。しかし、それがお経としてつらばなだけじゃなく、完全に難病奇病だけではないが、小児医療に對する光をもつと当てるためには、これは大臣、やむを得ないから、現実、ぼくも長いことやつて

いるものだから、あんまり夢みたいなこととは言ひないから、この九億円とにかく進もうじゃないか、五十一年度はそれも前進じゃないかというところをかなり踏み込んで言つていきますけれども、けたに

ならぬですよ、こんなものは。三十億や四十億の金があることに一回に出ないやうな予算はあつてしかるべきものではない、私は恥ずかしいと思ひます。そういう恥ずかしいの一つ

のあらわれが、おためごかしに言つたらことは非常に悪いんで、ことばとしては悪いけれども、どこかで振りかえに筋ジストロフィーの親の

会に幾らか涙を注いだということであつてはならぬと思ひます。全体的に、たとえはガンを守る子供の会の問題でも八割しか実は行きわたらない、国費がですね、たてまえがそうなつてい

えて言っているものだから、前進だと言つて評価をしつ、やつぱりこの程度ではいかぬじゃないかというところは一つだけきつと云つておかないと、何かこれがいけないことをやつたみたいになつたや困るわけですね。そのところは基本的に、お経でないところですか、何つておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 国立小児医療センターの設置というのは、まあ確かに述べた通りになりました。去年とことしで九億というわけで、その点は御不満もあらうかと思いますが、私どもはもうこれを全力を尽くして完成させようという考え方でございます。

それから筋ジストロフィのほうは、そういうわけでことしは調査費をつけて、これから出発していろいろいふわけでございますから、こつちの予算が少ないから、こつちのカムフラージュのためにこつちのほうへ調査費をつけたと、こういうふうにはお考えにならぬで、この小児医療センターはこれから前向きにどんどん進んでいくわけですから、その点はひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○上田哲君 いや、そういうふうに考えませんよ、考えようと思つてゐるわけじゃないです。そういうふうになつてしまわなきゃならない仕組みではないかぬではないかという事です。そのことをどんなに努力したって、し過ぎることはないんですよ。またこれでもって国の予算がひっくり返つちまうなんというわけではないわけですから、これもぜひ御努力をいただくということに一点の狂いもあるはずのないことだと思ひます。そのことを言いたいんです。いいですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私どもも一日も早く完成させるように全力を尽くしたいと考えております。

○上田哲君 最後に、そういうことがお経にならないためには基本的な考え方があつたわけですね。社会保障の名目である施設から墓場までというように、なことのこの面を考え方では、それだけではない

足りない、われわれは指輪からゆりかごまで

と、まさに妊娠から出産までの期間を完全にコントロールしていく予防措置というプロセスを重視しなければいけないというところを、大きく行政の対象として考えなきゃいけないというところを年来主張しているわけですね。こういう考え方、われわれこれを「こどもの城の会」というような運動にもしているわけですが、これはこれまでにも厚生省側からたいへん深い御理解を示されておりますけれども、大臣、こういう考え方を行政的にも大きく取り上げていかなきゃならないという点については、いかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) そのとおりと私も理解をいたしております。

○上田哲君 指輪からゆりかごまでということばはどうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) おっしゃるとおり、そのとおり、いいことばだと思ひます。

○上田哲君 その部分にやつぱり新しい政治の前進的な分野があると思ひます。これはぜひその面については、ここのところは金が出にくいです。生まれれば声を出しませんが、声が出ないところにはプレッシャーグループが発生しないから、どうしても予算が出にくいんです。そこをやつてもいいわな、百年の大計なんじゃないやうな大きな演説を国会でふつてもしょうがないわけですね。ひひとつそこは、大臣、非常に行政的な手駒もある方でありまうけれども、夢もかなりあるやうであります。いま指輪からゆりかごまでということば、たいへんけつこうじゃないかというところが述べられたので、私は意を強ういたします。がんばつていただまして、一ぺんこの小児病院の現状を御視察になることをお考えになってはいかがでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 実は私、まだお伺いしておりません。国会でも、といひますか、予算でも全部済みましたら、四月にでもなりまして予算でも済みましたら、一度私も見たいと思ひており

ます。

○上田哲君 きょうはたいへんすべてについて前向きな御意見で、まあこれは対立するはずがないことですから、どれだけやるかやらぬか、足りないやいかにぬじやないかというまでの話で、方角がこつちであるものが、こつちでなきやいかにぬという議論になつてはならぬはずのものでありますから、あたりまえだとは言ひながら、大臣、非常に前向きな御決意や判断が聞けたことは、私は率直に評価しておきたいと思ひます。四月になつたという具体的なこともありましたので、ぜひ一ぺん行つて下さい。あそこは子供の救済のメッカではあります。子供の苦しみ、いま地獄のつぼです。これはやつぱり厚生大臣が見ていただくことによつて、現場の方々と話をしたいだき、その中で、さらにその計画の充実とデモンポを速める、かりにも総需要抑制の中でこつちとばかりを受けるというやうなことがあつてはならない、こういうふうな御見解がおそらくさらに強められることだと私は確信をいたします。

私も長くこの問題を取り扱つて議論してまいりましたけれども、ようやく小児センターが日本に初めてでき上るやうだと、これは十分ではあります。七階建てになつたり、非常に不満足なところはたくさんありますけれども、手がかかりとして進むことになつたのだというところ、これはもうかなりテンポのおくれでは言ひあらわせないぐらいくらいおくれおくれでございましたが、今度こそはこれは進むのだと、どんなに物価が上がるやうと、資材が高くなるやうと、それは関係なく、何としてもこれは緊急措置として進めるんだというところは、いよいよつち音が聞こえるやうな、子供が生まれる前の問題なんです。生まれてからだつて二十年かかるのに、これから生まれようというのをやるのですから、これはそういうバブル的な現実性はありませんけれども、ぜひひとつ百年の大計のために、これは齋藤大臣御在任中に、この問題がなるほど柱が立つ

た、そしてほんとうに五十一年には完成の上、總裁任命ができるやうなことをどうしてもひとつ精力的に進めていただくやうに、小児病院の具体的な視察のお約束も含めて、私は強く要請をしておきたいと思ひます。その面についての決意を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 小児医療センターは本年度からいよいよ軌道に乗つたと、こう私は喜んでおるわけでございますから、この軌道に乗つて脱線することなく、スピードをどんどんどんどん速めて、一日も早く完成させるやうに最大の努力をいたすことをお約束申し上げます。

○山崎昇君 たいへん私は短い時間でありまうから、ごく簡潔に二、三聞いておきたいと思ひます。

厚生行政については、まだまだたくさん問題がありまして、本来なら一日でも二日でもお尋ねしなきゃならぬことが多いと思ひますが、いまとありあらずは、上田議員のほうから、懸案事項がある程度前進できるやうな回答がありまして、たいへん厚生省前向きだ、前向きだとおほめのやうであります。私、これから聞くことはまた逆なことでありまして、少し腹を据えてひとつ答弁を願ひたいと思ひます。

行政機構の論議でありますから、関連をして二、三聞いておきます。一つは、医療審議会の構成については私は聞いておきたいと思ひます。これは御存じのとおり、審議会令によつて設置をされておるわけなんです。行政に審議会という名前のものでたくさんあつて、どれもこれも似たり寄つたりの構成ではあります。ただ、私はこの医療審議会令を見て、一つ特異だと思ひます。人数がものすごく多い。「五十人以上で組織し」とある。しかし、実際には任命されている名簿を見ますと、二十名しか任命されておらない。「五十人以上」でありますから、何も違反だとかという意味で聞いているわけではありませんが、どういふ意味で、この審議会令には「五十人以上」となつてゐるの、半分の二十五名になつ

ておるのか、まずこの経過から聞いておきたい。

○政府委員(滝沢正君) 審議会令の第六条に、「審議会に、医療機関整備部会及び診療報酬部会を置く。」となつておりますが、現実にはこの診療報酬部会が実際に運営されておらず、医療機関整備部会だけが動いておるわけでございまして、したがって、五十名の委員の半数の二十五名で医療審議会が運営されておるわけでございます。

○山崎昇君 それはどういふわけですか。あなた、得々として答弁してはいますが、審議会令でちゃんと置くことになっておつて、それを置かないでおりますから、片方の医療機関整備部会だけあるから半分の二十五名でつこうだといふのは、それは答弁にならないと思ふんです。そうでしょう。審議会令は六条ばかりじゃない。だから、審議会令で二つの部会を置くなら、ちゃんと置くべきじゃないですか。片方だけ置くために二十五名で、あと二十五名要らないというなら、この第一条を改めたらいいじゃないですか。それは私は答弁にならないと思ふ。それじゃ、なぜ診療報酬部会というのを置かないのですか。政令でできているので、なぜ置かないのですか。

○政府委員(滝沢正君) この問題につきましては、現実には医療の報酬の審議が中医協においてなされておりますので、この審議会については、その際、この審議会令を改正せずに残してございませうけれども、現実には中医協が診療報酬の問題を国民皆保険のもとで一本で運営されておりますので、したがって、この医療審議会は医療機関整備部会だけが現在活動しておると、こういうふうな形になってございます。

○山崎昇君 それはあなたの方、かつてな運営の方法であつて、ただ、現実にはそういうふうな話であつて、読みかえ規定があるわけでもなさや……、そうでしょう。正規の政令で、あなた方がそういう設置をきめておいて、それをやらぬで、別な機関でやっておりますから、けつこうですなという事は、行政機関の言うべきことではないですよ。これは改めてもらいたい。

きちんと法制を整備するなら整備する、あるいはそうでなくて、この政令どおり置くのなら置いて、そしてこの六条どおり審議会なら審議会の議を経て、やるならやる、そうでなければ審議会は何のために置くんですか。これは大臣、ひとつ改めるなら改めてもらいたい。どつちにせよ、大臣の見解を聞いておきたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君) この医療審議会令は、お述べになりましたように、整備部会と診療報酬部会と、こう二つあるわけでございまして、ところで、診療報酬ということになりましたと、御承知のように、国民皆保険になりましたために全部社会保険だけが中心になるわけでございまして。社会保険の診療報酬というものは中医協できめるということになっておるわけなものですから、ここに診療報酬部会が取り扱う事務量がそれだけ減ってくるわけでございまして。そこで、ここでいってやるとすれば、この診療報酬部会がかりにやるとすれば、社会保険の適用のない診療報酬をきめるということだけがその仕事の任務になるわけでございまして。中医協というのは法律に基づいて社会保険の診療報酬をきめるということになっておりますものから、そうすると、この診療報酬というふうなものをその部分には手をつけられませんが、社会保険以外の診療報酬をきめると、こういうことになるわけでございまして。そこで、実際上そういうものはあんまりあるまいと、あんまりきめる必要もあるまいということで現在のところ任命されてない、こういうふうには私は承知しておりますが、お述べになりましたように、確かに御指摘をいただければ、向こうでやるものなら、こつちは要らぬじゃないか、まあ少しはやることはあるとしても、なぜ任命しないのだと、こういう御指摘をいただくことになるわけでございまして、これはやっぱり相当私は考えなくちゃならぬ問題だと思ひます。したがって、中医協とこの医療審議会の診療報酬部会との関係をどうするか、これ、ひとつ調整するように検討いたしたいと思ひます。これは私も前からそういう考えを

持つておつたのです。中医協でみんなやるわけなんです。ですから、こちらでやるものは、社会保険でないお医者さん方の診療報酬を必要があれば、きめれば、きめるということになるわけです。しかし、実際はそんなものはないだろうと、こういうことで任命されてないことは事実でございまして。実際問題はそうなつております。しかしながら、御指摘がありますれば、そういう点はやはり考えなければならぬ問題、全然任命しないというものはおかしい話でございまして、相当これは検討をさせていただきたい、かように考えます。

○山崎昇君 理解はいたします。理解はいたしますが、少なくとも慶々しく審議会等を設けて、規定を設けて、そうしてやるなら、それにふさわしいような運営にやはりしてもらいたい。で、やはりこの問題は医療法の三十七条とも関連をしております。重要な私は項目だと見ておるのです。そういう意味で、いま大臣から答弁がありまして、これ以上は申し上げませんが、いすれにしてもその点はひとつきちんとしてもらいたい。

それからこの第二条に、「委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者、学識経験のある者及び関係行政機関と、こうあります。そこで、お尋ねしておきたいのは、学識経験者というものと、それから医師を代表するといふものと、医療を受ける立場を代表するといふものと、どういふふうにも私も理解をしたらいいのか。そこで、具体的にですね、時間がありますからお聞きをしたいのですが、あなた方が任命をしております委員の中に、これを色分けしたら一体どういふ人が学識経験者の代表で、どの人が医療を受ける立場の人を代表する者、どの人が医師なのか、われわれちょっとこれだけではわかりませんので、この肩書きだけでは、できたら、あわせて説明願ひたい。

○政府委員(滝沢正君) この問題につきましては、ただいまわれわれとしても、見解によつては若干何といひますが、混在しているのじゃないか

という御批判もあろうと思ひますが、一応われわれの委員の区分けといたしましては、学識経験として、経済学・大蔵、医療行政・尾村、あるいは前社会保険の審査会の久下、医学の黒川、公衆衛生・外山、病院管理の永澤、医事評論の堀川というふうな方を考えております。それから医師、歯科医師では、医学、歯科の関係のお医者さんでございまして日本精神病院の渡辺、歯科の伊藤、診療所代表の高島、一般病院の中村、公立病院の根元、医師会の花輪、病院開設者としての松川、それから医療を受ける立場にある者、この点につきましても、いろいろな御見解がございまして、一応ボランティア活動としての立場から田辺繁子さん、健保の立場から山本庸一さん、国保の立場から石川要三さん、労災保険の関係から工藤さん、社会福祉の関係から水野肇さん、共済の関係から松島五郎さん、農民の代表という意味で農協の吉田さん、そのほか行政関係の機関として、文部省の大学学術局長、それから都道府県知事の代表として津田神奈川県知事、それから医務局長の私、そういうふうな一応の区分けは考えておるわけでございまして、これには見解によつて多少そのような御批判はあろうと思ひます。

○山崎昇君 いまあなたから説明がありまして、順序不同なものだから、しるしをつけるのが、医者を同じ代表するといつても、これは国立病院にいる者、それから民間で医者をやっている者、あるいは自治体立病院等にいる者、あるいは医療法人等である者等々、私はさまたまなりは職場におる人があると思ふ。そうすると、いまこれをざつと見ただけでも、私はこの審議会のあり方からいけば、あらゆる階層の人が、多少利害得失が相反する場合もあります。あるいは中医協のように、激論もあつてなかなかまとまらぬという場合もあり得るかもしれない。しかし、審議会という立場からいふならば、あらゆる階層の人ができるだけ網羅されて、そしてそういう場を通じてそれぞれの意見を述べて、それを行政機関が

どういふふうによつていくかということがやっぱり私は重要だと思ふのです。そういう意味で言うならば、たいへんこのあとの中医協のほうと関連をしますけれども、やっぱり公的病院といひますか、公立病院の代表者といふものがほとんどと言つていいから入つておらない。しかし、実際に診療報酬の面からいつたつて、全体の三〇％もこえるぐらいの担当者になっておるわけでしょう。そういう意味で言うならば、この審議会のメンバーの中に公的病院の代表がきわめて少ないといふのは私はやっぱり一つの欠陥ではないだろうか、こう思うんだが、幸い何かこの審議会の委員はここの十一月が任期のようですね。一つのしがたつて、いますぐ入れかえるなんといふことは困難にいたしましても、先ほどの厚生大臣の答弁とあわせて、この委員の任命にあたつては、やっぱりできるだけ広い層の立場を代表する人を入れるという考え方でやつてもらいたいと思ふのですが、大臣、どうですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) こういふ審議会でございますから、広く各方面の方々に委員になつていただくということが私は望ましいと思ひます。具体的にどういふ人がどうのこうのといふことを私は言うわけじゃありませんが、広くやはりこの仕事に、こういうことを審議するにふさわしい適当な人を各方面から求めるということについては、私は全然異議はございません。

○山崎昇君 いま大臣から、まあ広く考えるといふことでありますから、今後のあなたの方の運営を見たいと思ふんです。思うんですが、たとえば中医協一つにしても、診療報酬に對しては、公的病院の方々の意見と医師会を代表する者の意見とやつぱり違ふ。そういう点等を考えますと、たとえばこの中医協の十五条を見つて、医師あるいは歯科医師及び薬剤師を代表する者八人となつてゐるが、そのうちにはほとんど公立病院代表者がいないという現状になつてゐる。そういう意味で、重ねてひとつ大臣に申し上げておきますが、今後こういう審議会の運営等については、で

きるだけ各層の代表を入れて広く意見を求めるようにしていただきたい、このことを重ねてあなたに要望しておきたいと思ひます。

それからその次にお聞きをしておきたいのは、看護婦養成所の運営費の補助であります。これもすでに予算委員会、あるいは昨年の予算の際に地方行政委員会あるいは社会労働委員会等々でいろいろの方々から論議をされておる。そして厚生大臣は、四十九年度の予算では運営費補助については考えますとあなた答弁されてゐるのです。しかし、四十九年度の予算にそんなものはない。一体これはどうなつてゐるのか、お答えを願つておきたい。

○政府委員(滝沢正君) おつしやるとおり、過ぐる国会等で大臣からも、私からも、自治体病院がただいま交付税あるいは特別交付税等で看護婦の養成についての自治省からのお世話がありますけれども、その性格、使命にかんがみまして、やはり積極的に運営費の補助を出したいという気持ちをお答えいたしておることは確かでございます。

予算要求といたしましても、その問題を踏まえていろいろ検討したわけでございますが、実は、まあ率直に申しまして、看護婦関係の予算は非常に例年になく増額されました。たとえば具体的な運営費の問題でも、実はいままで各施設が生徒数、教員数が大幅な差がありまして、一施設当たりの単純な単価方式でやつておりました。これがたいへんな御不満でございましたので、今回思い切つてそれを人数の割り当て方式に直しまして、そのために二億数千万の予算が増額になつております。これはわれわれとしても、この改善が今一回歩を踏み出したので、確かに率直に申して宿題になつた形になつております。自治体病院の養成所の運営費については、なるべく早くこれが実現するように今後とも努力いたしたい、こういうふうにご考へておられます。

○山崎昇君 いやいや、明確に、大臣が出られて、四十九年度で処置いたしますと、そう答弁をしておいて、いまになつてから宿題にしておきま

すでは、これは通る話じゃありませんね。ですから、なるべく早くなんという、あなた、いまことばを使われておる。四十九年度は一体どうなるんですか。私が聞いているのは、大臣やあなたの方が出で、そして予算の分科会でも地方行政委員会でも社労でも、いろんな形で質問が行なわれて、交付税についてはこれは自治体の固有の財源だからこれで云々すべきものではないといふことをあなた方も認めて、あらためて自治体病院については運営費の補助を出しますとあなた答弁しておいて、いまになつて宿題とは、それはいただくわけにはまいりません。一体四十九年度どうされるというのか、明確にしてください。

○政府委員(滝沢正君) 運営費の補助につきましては、まあまた言ひわけみたいなことで恐縮でございますが、実は自治体病院の運営費補助問題が新たに起こつてまいりまして、四十九年度予算編成の重要な一つの課題になりました。で、自治省と厚生省が十分協議した結果、結果的には不採算地区自治体病院に對する運営費の補助が二億四千万、予算化されたわけでございます。で、もちろんこのような自治体病院に對する対策というものを今後進める一つの出発点がここにできたわけでございます。たいへんまあわれわれとしてはお約束した形が実現しなかつたことは申しわけございませぬけれども、看護婦養成所の運営費につきましては改善をはかつた上、五十年年度においてぜひ実現するように努力いたします。

○山崎昇君 結局、あれですか、あなた、いろんなことを言うけれども、結局は四十九年度やれませんでしたと、五十年年度でやりますと、こういう話でしょう。だから、それは医務局長としてはそれでいいかもしれぬ、私は大臣に聞きたい。あなただつて出て答弁されてゐる。四十九年度中できちんとしませぬという、せつかく答弁をされて、約束をされて、そして違つた委員会に出てくるという五十年年度になりますとか、あるいは近いうちだとか、そういう答弁でこれは過ごすものではありませぬ。それから関連して、いま自治体病院

の赤字の問題も出ました。自治体病院の赤字の問題も大筋によつて三点になつてゐる。三点になつておるが、このうちの一点と、まあここには読み上げませんが、二つの点については自治省で予算要求をやつた。しかし、肝心の高度特殊医療等に對する助成措置については、厚生省は何も四十九年度は要求をやつてないじゃないですか。だから、あなたがそれだけ言うなら、一体自治体病院の赤字の問題についても、いつ、どこで、どうするの、もう少し明確にしてください、看護婦の問題とあわせて。

○政府委員(滝沢正君) 公的病院である日赤、済生会等の特殊診療部門に對する補助につきましては、四十八年からスタートしたわけでございます。四十九年度も引き続き若干の増額をしたわけでございます。それから自治体病院の不採算の問題以外の高度の医療の問題につきましては、実はこの点が予算編成の当初から自治省のベースでお答えになるということでもまいりましたので、われわれとしてもこの点については調整をしながら進めてまいりまして、最後に不採算地区だけが具体化したわけでございます。で、これもいま申し上げましたように、一つの自治体病院に對する助成措置の糸口がここに出たわけでございますので、高度、不採算の問題につきましても、今度は厚生省ベースで要求というものを考えまして実現の方向で努力いたしたい、こういうふうにご考へております。

○山崎昇君 それはだいたい違ふんじゃないですか。自治省でやつたのは不採算地域の問題と、それから今日までの不良債務の問題と、二つやつてますよ。しかし、問題になつております高度特殊医療等に對する自治体病院に對する補助については、あなたのほうは何かやりましたか、何にもやつてないじゃないですか、四十九年度で。そしていま結果として、結論として、自治省で要求したうちで不採算地域の問題については何と芽が出ました。あとの二つについては何も芽が出ないじゃないですか。ですから私は、ほんとうに厚生省

が、この自治体病院が——今日までの経過はまあ申し上げません。上げませんが、置かれていていまの現状からいって、もしこの自治体病院が閉鎖したらあなた、僻地医療その他どうなりますか。あなた方、東京とか大都市にいまはいへん前向きだというように上田議員からほめられましたけれども、そういう設置は私は重要だと思ふ。しかし、現実には医療を受けられないような僻地の場合に、自治体病院だとかこういう公的病院が果たしている役割りというのはどれほどのものかあなた方わかりますか。そういうものに対する厚生省のあり方というのがどうも片手落ちではないだろうか、こう考えさせられてしょうがないんです。そういう意味で、いま看護婦の問題もありましたし、ぜひひとつ考えてもらいたい。

特に、私も地方にずっと参りますというところ、これは一つ余分でありまうけれども、公務員の皆さんでその共済組合の短期の掛け金はやめさしてもらいたいという意見すらある。なぜならば、掛け金を納めても医療を受けることができないと言ふんです。だから、掛け金を納めるのではない、取られるのだ。そして極端なことを言いますというところ、隣の大きな市まで行かなきゃならぬと交通費がかかる。だから、共済組合で診療のための交通費を出しなさいという要求すらある。それぐらい、公務員でさえそういう状況にある。そういうことを考えますと、この公的病院だと自治体の病院だとかというものをひとつと厚生省は力を入れてもらいたい。そして、あわせてこういうところの代表を——まあ少し戻りますが、中協協なりあるいは医療審議会なり、そういうところのメンバーにやっぱり入れて、たくさん入れまして、そしてそれぞれの地域の意見等も入れてもらいたい。そうしませんという、いつまでもこの問題は置いてきぼりを食つてしまふ。

こういふことですから、私は時間がありませんので繰り返して申し上げませんが、少なくとも看護婦の養成所の運営費の補助を含めまして、

四十九年度予算はいま審議中ですから、これがきまつてしまふと、なかなかやれぬにしても、少なくとも補正予算、その他の場合でも私は努力をしてみたい。こう思ふんですが、一体厚生大臣、どうなりますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 実は、公的病院、地方の公的病院の赤字問題というのは、先般の国会でも重要な問題になっておつたわけでございます。そこで、私も何となくこの問題を解決したいと思つて自治省という相談をしまして、こういう項目は自治省、こういう項目は厚生省、こういうふうに分けをいたしました。ふるい分けをしまして、最後の決着のところ、いわゆる公的病院に対する経常費の一部の補助は、これは厚生省の予算につけたほうが筋ではないかというところで、そこで決着をつけたわけでございます。もとよりこれはわずかな金でございます。私はこれで十分だと思つております。したがって、今後とも私は、診療報酬の改定も今度行なわれましたが、これがはたしてどの程度の赤字解消に役立つのか。そういう実態も踏まえながら、公的病院の赤字問題を解決するために今後とも努力をいたしたいと、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 最後に、保健所の問題について一点聞いておきたいと思ふんですが、何か保健所の問題については専門の協議会等が設けられて、いろいろ検討されて、その一つの答申みたいなものが出たようではあります。これを受けて、厚生省は一体この保健所というものを将来どうされていくのか。私もずっと行つてみますと、たとえば私は北海道の出身であります。北海道は四十五カ所の保健所がある。しかし、半分以上は医師がいな。それから保健所法の中で、所長が医師でなければならぬものですから、実際は町のお医者さんを嘱託にして、そして保健所長にして、どうやらこうやら運営しているところがある。で、一

方、この定員のほうを見ますというところ、第二次削減等もありました。いへんこの人数が減らされる。しかし、新しい公費、その他の問題があるもので、多少は振りかえてふやしてきておる。しかし、具体的に保健所の機能そのものが低下していくという内容になっているんじゃないだろうか。で、私も行つていろいろ関係職員と話をすると、少しきついことばであります。意気沈滞しているんじゃないかと私は思ひます。

そういう意味では、保健所というものを一体厚生省はどうかという将来機能していくのか、あるいはこれは公的病院と違つて診療をやるわけでもありませんし、臨床をやるわけでもありません。ただ、予防行政等が主力でありますから、行政機関でありますから、私は多くのことを言わなければ、少なくとも保健所については、もう保健所ができてから二十何年たつておる関係上、ある程度地域住民の間には保健所というイメージがかなり浸透しているのじゃないかと思ふ。そういう意味でいへば、かなり住民側から、やはり増強といふべきか、機能強化といふべきか、そういう方向といふのが要望されてきているのじゃないだろうかという感じがいたします。が、大臣として、この保健所というものを今後どうされようというのか、専門の協議会等の答申等も受けて、一べん聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私は率直にお答えを申し上げますが、最近の保健所は非常に仕事が多くなつてきております。一般の地域住民の保健計画をつくつたりという本来の仕事のほかに、食品問題、あるいは最近の公害の問題でまあ水銀問題まで飛び出してはんとした。いへん忙しい仕事に従事していただいております。この点について、厚生省が、ほんとうに私は、この点についてはまあ交付税ということと運営されている関係もあるかもしれない。どうも役所というものはそういう面も率直に言いますとやっぱある

のです。そういうこともあつて、どうもいまの保健所の機能がはたして十分發揮されているであらうか、そしてまた重要な任務を負わされている保健所にそれだけの待遇が与えられているであらうか。私は実際内心じくじたるものがございます。私率直に申し上げます。しかし、私もはいまのような状態で満足はいたしております。やはり保健所といふのはそれぞれの地域における保健、予防医療、そういうものの中核として接していかなければならぬものであらうと考えております。で、この点は率直に申し上げますが、きょうの時点において私は非常に弱いと思ふのです。これはもう率直に申し上げます。私、そこで、今後この問題については、昨年の暮れにいただきました答申もございしますから、その答申の趣旨を踏まえて今後もう少し積極的に努力をいたさなければならぬであらう、こういうふうな考えをしております。から、もうしばらくこれは時間をかしていただきたいと、かように考えておる次第でございます。

○山崎昇君 いま大臣からお答えがありました。から、あえて言うこともないのですが、厚生省といふのは出先機関がやっぱり少ないのです。ほかの省と違ひまして。そういう場合に、第一線の医療機関とまでいかなうまでも、こういうものをやっぱり充実をして、そしてほんとうの意味で国民総医療といふものが完成されていなければならぬと思ふ。ところが、いまお話をしましたように、あなた自身率直に遺憾だと言ふから、それ以上は申し上げませんが、少なくともこの次私ども質問してもらうときには、もつともこの保健所の第一線機能といふものを強化をするという立場で考えてもらいたいということを重ねてつけ加えまして、私のきょうの質問を終えたいと思ひます。

○委員長(寺本広作君) 上田委員に申し上げます。要求のありました大蔵省から梅澤主計官が見えになっております。

○上田哲君 きょう私は国立小児病院の小児センタリ化の問題について厚生省側の最終的な御意見

を

を承ったわけであり。私はこれがまあ数年間議論に議論を重ね、そして非常に不十分だけれども、現状このようなあり得べからざる姿で放置されている小児問題を取り上げるためには、ようやく形になるようなところに一歩踏み出すことができたということについては評価することにやぶさかでない。ぜひひとつ厚生省のほうの努力をお願いしたいというのを再三申し上げておるわけですが、しかし、財政当局にはそうはいかない。私はきょう再三にわたって前向きだとか評価するとかということばを使ったのは、これができれば子供の問題万々歳であるなどというのを夢にも言っておるつもりはないのであって、これじゃ率直に言えば恥ずかしいのです。諸外国に比べて、しかもこれは政府側がこれまで四十九年度にはきちっとやるということをお約束をされてきた、当委員会において、にもかかわらず、そのままだってたらかえって逆行するのじゃないかというような金が昨年四億三千万円について、実際にはこれをやったらいへんなことになるというので、とめなげやらない。これは四十九年度で、約束の年度であるからどうかと思つていたんです。一般会計にも入らぬ。こんな形では子供の医療などというのは政府はやる気があるのかどうかということになる。厚生省をたいてもしようがないのです。ようやく基準政策が立てられて、私はそれを最低のベースにして努力してもらいたいというのを、励ます立場に立っているんですが、大蔵省は一体総需要抑制というふうなことののために、こういう弱いのを切ったのか。何で一般会計の中でこういうものを予算化することの努力をしないのか。この問題について十分な説明がなければならぬと思ふんです。これをひとつ明快に御答弁をいただきたい。

○説明員(梅澤節男君) ただいま先生御指摘の小児医療センターの問題でございますが、四十九年度予算編成の過程におきまして、私も、厚生省側から総額約二十八億、五十二年度完成という構想を一応お伺いいたしております。そこで、四十

九年度にどういう予算処置を講じたかという問題でございますが、御指摘の点、二点ございいます。まず、一般会計でなぜ処理しないかということでございますが、御承知のように、国立小児病院につきましましては、病院特会の中で従来も経理いたしておりました。一般会計で処理する、特別会計で処理する、かという問題は、財政技術上の問題であるということも御容赦願いたいと思ふんですが、そこで、四十九年度いかにするかと、いかに点につきましましては、今後実施計画の段階で厚生省と十分に詰めてまいりたい。ただ、センター構想につきましましては、五十年以降の問題として、大蔵省といたしまして、現時点で二十八億の計画、これが価格の問題で二十八億をこえるような構想にあるいはなるといふこともございまして、四十九年度の段階では、まだセンターの構想につきましましてはつきりと決着をつけるということにまづなかつたわけでございます。

○上田哲君 そんなことを言っているからいかぬのだ。特別会計にしておいて一般会計にしないのは、財政技術上の問題だから御容赦を願いたいと言っているから。——あなたは厚生大臣より権限が上なんですか。そんなことは、議事録をしっかりと読んでもらいたい。あなたは急にここへ出てきただんだんだから、無理な点はあるだろうとは思ふ。しかし、この問題を査定した担当官であるなら、こんな言いわけは通しませんよ。何を言っていますか。これまでの何べんも行なわれた議事録をあなたは読んでいますか。塩見厚生大臣がはっきりこの当委員会において約束をしたことがあ

る。その議論の中心は、一般会計でなければだめだ、特別会計ではいかぬのだという議論が、決着がついておる。いいですか。それを財政技術上の問題だなどというのを考えておるから、大蔵省というのは金で子供の問題を見るということになる。金で見ているのは子供は救われぬのですよ。その問題を再三にわたって、長いこと、五年間議論してきたのだ、これは。その五年間の議論の中で、特別会計でやったんでは、金の糸目でもって

子供の医療がきまってしまうから、そういう限界をつけないような一般会計の中でやらなきゃいかぬのだというところは決着がついておる、これは。これは医務局長、それをしっかりとその方向で全力を尽くして善処するんだということになっておつて、それをなおかつ、いま財政技術論だからしかたがないから御容赦願いたいなんというものを言っておるんでは、全然話が通つてないじゃない。そういう考え方は、金を中心にして考えて、私はその考え方は、金を中心にして考えて、金の切れ目が医療の切れ目だというふうな考え方になるから、子供に対する医療がこれだけおくれという怒りを持つて追及しなければならぬ。完全に、この前の塩見厚生大臣の発言と、きょうまたそれを受けた齋藤厚生大臣の考え方とは違つておるのでは、子供は不幸のままなんだ。小児病院がどんなことになるのかということがわかつておらぬのだ、あなた方は、それがわからぬのにやつてもらっちゃ困る。これは撤回してもらわなくちゃ議論にならぬ。

○政府委員(滝沢正君) ただいま上田委員から四十七年の八月のときの国会論議のこととつながつた問題が出てまいりましたので、私から、昨日実は議事録も読ましていただきましたし、ちよつと御説明いたしたいと思ひますが、一般会計論は確かにあの議論の最後のころに出てまいりました。これは運営の問題ございまして、したがって、がセンターの一部である運営部あるいは研究所、こういうものは一般会計からの財源をいたしたい、国立病院特別会計のワケで新たに設置法で独立した付属機関として認められた。運営上、一般会計論が出てまいりました。これは非常にこもつともな御意見でございますので、この点については一昨年の国会論議でもその方向で考える。きょうのお答えも、要するにがセンター方式というものを考えていきたいということ、その必要部分には一般会計の導入ということがあ

けでございます。ただ、いま主計官がお答えになつたのは、建物整備ということに対して、財源は、国立病院一般で申しまして、看護婦養成であるとか、研究所であるとかというふうなものは一般会計負担でございますが、大部分はこれは投資資金でやるほうでございまして、決して財投にただけのものから、われわれとしては今回小児医療センターの投資については、決して財投にこだわることなく、一般会計であるというよりはむしろ財投で積極的な投資をお願いしたい。と、こういうふうにご承知を願ひたい。一昨年の議論の一般会計という議論は、その後センターになつたときの運営の問題の一般会計論でございまして、私は先生のただいまの御質問を承りますので、そのように区分けができるというふうに思ひますので、あえてお答えするわけでございます。

○上田哲君 一般会計論として二つあるんです。建物をつくるならそれでいいというところは、技術論の範囲であることはけつこうでしょう。一般会計で今回その十七兆三千七百億円の中に出ていないじゃないですか。そのことが前進でありまして、技術論で済みますか。済まぬじゃないですか。当然一般会計の中に五十二年度であれ五十一年度であれ、これは当然に意欲的な政策として盛り込むべきじゃありませんか。そうでしょ。順序からいって、それだけの政策的なウエートの置き方というものが一歩譲っているということに明らかじゃありませんか。元来ならば四十九年度に予算措置を完了するはずだったんだから、そのように私たちは、あのときの国会審議が意味を持つていなければならない。そういう形でもって御発言を受け取っているんだから、塩見厚生大臣時代にです。そういう立場で言うなら、こんな予算措置は十分な責任を果たした予算措置、約束を守つた予算措置とは言えませんか。これはお認めになるでしょう。それをたまたま財投のほうで、債務負担行為のほうでやっていくなんというところは、これは金が使いやすいからだということだけでは説

明がつかないんだということは、そこには厳然として一つあるんです。

それから私はもう一つの問題として、いま局長が言われたように、実際にこれを運用する場合に特別会計でやってはいけないのだという議論はあつた。この中心課題でありました。そういう立場でこの問題を取り上げなければいけぬのだということ、これはしつかり持つてもらわなければ困るのです。これはその辺のところを簡単に一言答へれば済むみたいなことを言つてもらつては困るんです。これは将来の方向としてもうきびしく、いま医務局長から、この意見は尊重するといふことが出てきたから、これは財政当局も理解をしておいてもらいたいということにどめておきます。

その上に立つて、ひとつはつきり二点だけお伺いをしておきたいが、第一点は、二十八億という話は、二十八億、五十二年完成というのとは、とんでもない金銀サングの大屋敷をつくるなんという話とは違ふんですよ。これは全く最低のおくれたおくれた、たいへんおくれた恥づかしい限りの、何が福元元年だと言へるような——そんなことば使う人はいいないだろが、おくれた小児医療というもののようやうな第一歩、半歩というところだ。それでも、ないよりはましだと、ほんとうにそういうことなんです。私はこれについて数年間やつてきたから、こんなことが、りっぱなことでなんというかは一言だつて申し上げていい。評価なんていうことはそんな意味じゃない。しかし、全然なかったのに比べれば、ようやくそのことがおくれおくれながら発足することになったということは、きょう計画が出され、大臣がその発言をされたということは、私は数年間というものの成果が一応ここに実つたということだけは認めてよろしいと率直に思つてゐる、そこまでなんだ。しかし、これは全体のレベルからいへばずっと下なんだけれども、とにかくスタートをする、だから二十八億、五十二年完成なんということをたいへんなことだと思つてもらつちや一大事

なんだ。このことを最低限の出発点として、とにかく燃えあいたのだからこの上にもつと、五十二年度などと言わないで、大臣も五十一年度完成ということを言われたくらいだから、そのことをスピードアップもして、これ、おくれいてるんだからもとへ戻すだけなんだ、おくれいてるんだからいくという行政努力もするんだということにあわせて、財政当局というものは、それだけの予算措置を今年もできるならばやる、来年度もやるということに努力をしてもいいというところが一つ。それから二十八億というのとは、この狂乱経済の物価高の前の考え方ですから、二十八億を基礎にされたのではこれは試算ができないのです。だからこれは当然に、はね返り分というんですか、そのインフレ分というものを中も含めながら考慮をしていく。この二点をもうひとつ、きょうは非常に大臣が前向きな努力をされたわけだから、この発言にあわせて御回答をいただきたい。

○説明員(梅澤節男君) まず、四十九年度の予算の実行の問題でございますが、これは厚生当局と十分協議いたしまして、適正な処置をとつてまいりたいと思ひます。

なお、五十年年度以降の問題につきましては、現段階で私の立場でいかがするということはお約束はできませんので御了承願ひます。ただし、厚生省とよく話し合つてまいりたいと思ひます。

○上田哲君 大臣を呼ばなきやしょうがないんでしようから、あまりこまかいことを言つてもしょうがないけれども、適正だというのは、あなたね、この五億円の適正だと思つてゐますか。これはだれもみんなこれでは足りないというのを認めてゐるんだ。いいですか。これは適正ではないんです。だから、これを何とか努力しなけりやいない。これは将来に向かつて十分に努力をしていくのだということではなければならぬという基本姿勢だけは、子供のためだから、これはきちつとひとつ一言言つて下さい。

○説明員(梅澤節男君) 実は実施計画の問題は、予算が通りまして、四月以降事務的に話を詰めますので、五億になりますか、六億になりますか、正式な話は私どもは承つておりませんけれども、厚生省とよく話し合つて適正な処置をとりたいと思ひます。

○上田哲君 これから先よ、来年度以降も適正でない部分をやるやうなことにしよう。

○説明員(梅澤節男君) 五十年年度以降の問題につきましては、先ほどお答え申したとおりでございます。

○上田哲君 努力すると、努力すべきだと。

○説明員(梅澤節男君) もちろん厚生省とよく話し合ひまして、この問題に限らず、社会保障全体の問題について財政当局として努力いたします。

○委員長(寺本広作君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第一一六四号)(第一一六五号)(第一一六六号)(第一一六七号)(第一一六八号)(第一一六九号)(第一一七〇号)(第一一七一七号)(第一一七二二号)(第一一七三三号)(第一一七四四号)(第一一七五五号)(第一一七六六号)(第一一七七七号)(第一一七八八号)(第一一七九九号)(第一一八〇〇号)(第一一八〇一號)(第一一八〇二號)

第一一六四号 昭和四十九年二月二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 青森市簡井桜川八三三 市川哲郎
外六十三名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一六五号 昭和四十九年二月二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 北海道旭川市旭岡六丁目 石神清
外四十四名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一六六号 昭和四十九年二月二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 札幌市東区北三三条東一四丁目 藤谷剛教外百十三名
加藤 進君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一六七号 昭和四十九年二月二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 大分県速見郡日出町三、〇八〇 竹尾史朗外二十四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一六八号 昭和四十九年二月二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 札幌市白石区本郷六ノ北四五 藤六郎外三十七名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一六九号 昭和四十九年二月二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 札幌市中央区南一五条西八丁目 中野務外七十四名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一七〇号 昭和四十九年二月二日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町六、一二七 片桐隆三外三十四名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一七一号 昭和四十九年二月二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 埼玉県行田市本丸一ノ二〇 長

谷川隆通外十三名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一七二号 昭和四十九年二月二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道江別市緑町東三ノ二二 中

川克己外百三十五名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一七三号 昭和四十九年二月二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大分県別府市野口中町五ノ二〇

東俊郎外二十四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一一七四号 昭和四十九年二月二日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大分市城崎町二ノ六ノ一六 福本

幾男外二十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十九年二月五日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東一ノ五 佐々

木優外百十一名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十九年二月五日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒一〇条西四丁目教

育庁アパート内 菊地敷外百二十

九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十九年二月五日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 札幌市南区藤野三五九 斎藤正志

外百七名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

昭和四十九年三月五日印刷

昭和四十九年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局